

新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（平成30年3月31日財関第463号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通 関の際における取扱いについて	畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通 関の際における取扱いについて
<u>財関第1739号</u> <u>令和元年12月19日</u>	<u>財関第463号</u> <u>平成30年3月31日</u> <u>改正 財関第1694号</u> <u>平成30年12月21日</u> <u>改正 財関第125号</u> <u>平成31年1月31日</u>
<p>標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があ ったことから、<u>令和2年1月1日</u>からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「<u>畜産経営の安定に関する法律に基づく指 定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて</u>」（平成30年3月31日 財関第463号）は廃止する。</p> <p>〔別 紙〕</p> <p style="text-align: center;"><u>元生畜第1340号</u> <u>令和元年12月13日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>農林水産省生産局長</p> <p>畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の 際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」とい う。）から委託を受けて指定乳製品等の輸入の業務を行う者、畜産経営の安 定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第18条第1</p>	<p>標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があ ったことから、<u>平成30年4月1日</u>からは、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「<u>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて</u>」（平成15年 9月30日財関第1027号）は廃止する。</p> <p>〔別 紙〕</p> <p style="text-align: center;"><u>30生畜第1350号</u> <u>平成31年1月30日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>農林水産省生産局長</p> <p>畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の 際における取扱いについて</p> <p>標記のことについて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」とい う。）から委託を受けて指定乳製品等の輸入の業務を行う者、畜産経営の安 定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第18条第1</p>

新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（平成30年3月31日財閥第463号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

項の規定に基づき機構に指定乳製品等を売り渡す者及び同条第2項の規定に基づき機構と契約を締結する者に係る指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについては、令和2年1月1日から下記に従って処理して頂きたく御協力をお願いします。これに伴い、平成30年3月30日付け29生畜第1463号農林水産省生産局長通知は廃止します。

項の規定に基づき機構に指定乳製品等を売り渡す者及び同条第2項の規定に基づき機構と契約を締結する者に係る指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについては、平成31年2月1日から下記に従って処理して頂きたく御協力をお願いします。これに伴い、平成30年3月30日付け29生畜第1463号農林水産省生産局長通知は、以下のとおり改正します。

記

記

1 対象となる指定乳製品等

法第17条及び第18条の規定に基づく指定乳製品等の輸入に関する措置の対象となる乳製品は、法第17条第1項の「指定乳製品等」であり、具体的には以下のとおりである。（参照：法第2条第3項並びに畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和36年政令第387号。以下「施行令」という。）第3条及び第9条）
(1)～(4)（省略）

2（省略）

3 特別の書類を要しない場合

次に掲げる場合については、法に基づく特別の書類の提出は要しないので、通関を認めて差し支えない。

(1)（省略）
(2) 法第18条第1項第2号に規定する政令で定める場合

①・②（省略）
③ 施行令第10条第3号の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第2章附属書2—Dの日本国との関税率表についての一般的な注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(gg)若しくは(hh)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第2章附属書2—A第3編第A節1(a)、(g)、(h)、(kk)若しくは(11)又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定附属書I第B節第二款2(a)、(f)、(g)、(x)、(y)、(z)若しくは(aa)の規定により関税率の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。

1 対象となる指定乳製品等

法第17条及び第18条の規定に基づく指定乳製品等の輸入に関する措置の対象となる乳製品は、法第18条第1項の「指定乳製品等」であり、具体的には以下のとおりである。（参照：法第2条第3項並びに畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和36年政令第387号。以下「施行令」という。）第3条及び第9条）
(1)～(4)（同左）

2（同左）

3 特別の書類を要しない場合

次に掲げる場合については、法に基づく特別の書類の提出は要しないので、通関を認めて差し支えない。

(1)（同左）
(2) 法第18条第1項第2号に規定する政令で定める場合

①・②（同左）
③ 施行令第10条第3号の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第2章附属書2—Dの日本国との関税率表についての一般的な注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(gg)若しくは(hh)又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第2章附属書2—A第3編第A節1(a)、(g)、(h)、(kk)若しくは(11)の規定により関税率の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。

【参考】

新旧対照表

【畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて（平成30年3月31日財関第463号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

4 (省略) 別添1～4 (省略)	4 (同左) 別添1～4 (同左)
----------------------	----------------------